

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年八月十五日第十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号	取消 番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番百三 十二から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十 六番十一まで	指定の取消しに係る道路の位置
二十七・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)